

一時保育のしおり

① こんな時にご利用ください。

利用理由	利用限度日数	お申し込み理由の具体例
勤務形態等	月 8 日以内	<ul style="list-style-type: none">・ 月に何日か外で働いているが、その間、子どもを見てくれる人がいない。・ ボランティア等定期的な活動をしているが、その間、子どもを見てくれる人がいない。・ 祖父母が面倒をみってくれるが、毎日は体力的に無理なので、一時保育を利用したい。
緊急等	原則 月 8 日以内	<ul style="list-style-type: none">・ けがや病気のため通院する間、子どもを見てくれる人がいない。・ 出産の間、上の子どもを見てほしい。・ 家族や親族が急に入院し、看護しなければならないため、その間、子どもを見てほしい。
私的理由等	月 3 日以内	<ul style="list-style-type: none">・ 育児等の心理的、肉体的な負担解消のため、子どもを見てほしい。・ 上の子が学校や幼稚園の行事などの時、子どもを見てほしい。

② 受入施設

- 五百川幼保総合施設（地域子育て支援センター）

③ お申し込み方法

- 地域子育て支援センターでお子さんの面接を受け、お申し込みください。
※面接はあらかじめ電話連絡を取りお越してください。
- お申込みの際には、面接票・児童保育台帳・利用申請書（毎月）への記入が必要となります。（なお、「保険証」、「母子手帳」、「印鑑」をご持参ください。）

④ お申し込み期間

- 「勤務形態」による利用
 - ・ 利用前月の 14 日までに、「利用申請書」に記入し、支援センターに届けてください。
- 「私的理由」による利用
 - ・ 利用前月の 15 日から 20 日までに、利用したい日を優先順に 3 日間「申込書」に記入し、支援センターに届けてください。申込み状況等により利用日の調整が必要な場合は、後日（25 日頃）利用日についてご連絡させていただきます。
- 「緊急等」による利用
 - ・ 支援センターにご相談ください。

⑤ 利用できる児童

- 本宮市内に住所を有し、**満 1 歳**（歩行ができかつ離乳が完了し健康状態に問題がない幼児）から就学前の児童まで

⑥ ご利用時間

- 午前 8 時 30 分～午後 4 時 00 分まで
 - ・ 土日・祝祭日・お盆・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）はご利用できません。
 - ・ 年度初め、年度末、園行事等がある日もご利用できません。
 - ・ ご利用始めには、2 日間の慣らし保育（短時間保育）のご協力をお願いします。
なお、お子さんの状態により慣らし保育の延長をお願いする場合があります。

※利用希望者が、受け入れ可能人数以上になった場合は、「緊急等」「勤務形態等」の方を優先的に受け入れることがあります。

⑦ 保育料

○ 児童1人 1日あたり 1,000円 (給食費は含まない)

※給食はありませんが、おやつはありますので、食物アレルギーのあるお子さんは、面接時に必ずお知らせください。

※令和8年度より本宮市独自減免により保護者負担額が0円となります。

⑧ 支払い方法

一時保育を利用した月が終わりましたら、利用した日数分の納付書を送付いたします。市役所1階の会計課または市内の銀行・農協等の金融機関窓口で、納入ください。

なお、口座振替もご利用できます。

⑨ ご利用の際に準備するもの (すべてに名前を書いてください)

- ・コップ ・コップ袋
- ・着替え(2組以上) ・汚れ物入れ袋
- ・オムツ(一日6枚位) ・おしり拭きナップ
- ・オムツ交換用バスタオル・オムツ交換用バスタオル入れ袋
- ・お弁当 ・はしやスプーン ・食事用エプロン
- ・午睡用布団(長座布団でない物をお願いします)

⑩ 一日の生活 (例)

午前	8:30~	登 所 (健康状態の視診)
	9:10~	好きな遊びを楽しむ・保育士や友達と楽しく遊ぶ おやつ
	11:00~	お弁当
午後	12:10~14:45	お昼寝
	15:00~	おやつ
	16:00	降 所

⑪ 健康管理のお願い

- 毎朝検温を行い、登所時に、お子さんの健康状態を必ず職員にお話ください。
(例えば、「前日まで具合が悪かった」「朝、食欲がなかった」「熱がある」「咳がでる」「寝不足気味だ」)
- 薬の服用中はお預かりできません。あらかじめご了承ください。
- 具合が悪いなどの異常がある場合のために、必ず連絡がとれる電話番号等をお知らせください。
- 伝染性の疾患症状がある場合は、ご利用できません。
《利用できない病気》 1. 麻疹 2. 風疹(三日はしか) 3. 溶連菌感染症 4. 水痘(水ぼうそう)
5. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 6. インフルエンザ 7. とびひ 8. 突発性湿疹 9. プール熱
10. 流行性結膜炎 11. 百日咳 12. コロナウイルス感染症
●その他医師により伝染性と診断されたもの

⑫ 全国町村会総合賠償補償保険

- 下記により、市が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金が支払われます。
 - ・市が所有、使用、管理する施設の瑕疵
 - ・市の業務遂行上の過失
 - ・市の福祉施設等において提供される生産物

◆お申込み先

五百川幼保総合施設(荒井字山神23-1) 0243-33-4370

◆お問い合わせ先

本宮市教育委員会 教育部 幼保学校課 0243-24-5446

